

平成26年度

沖縄雇用施策実施方針

沖縄労働局

平成26年度 沖縄雇用施策実施方針

目次

I 趣旨

II 沖縄の雇用情勢と主な課題

- (1) 最近の雇用情勢
- (2) 雇用施策を実施する上での主な課題
 - ア 若年者雇用対策
 - イ 非正規雇用対策
 - ウ 新規学卒者等に対する就職支援
 - エ 労働者の健康確保対策
 - オ 最低賃金の遵守の徹底及びその引上げのための環境の整備
 - カ 地域における雇用創出等
 - キ すべての人が能力を発揮できる「全員参加型社会」の実現

III 平成26年度の主な雇用施策

- (1) 若年者及び非正規雇用対策の強化
 - ア 若年者雇用対策の推進
 - イ 非正規雇用対策の推進
 - ウ 新規学卒者等に対する就職支援の推進
- (2) 労働者の健康確保・改善等の推進
 - ア 労働者の健康確保対策の推進
 - イ 最低賃金の遵守の徹底及びその引上げのための環境整備の推進
- (3) 地域における雇用創出等の支援
 - ア 地域の雇用創出・創業に対する支援
 - イ 沖縄県の重点産業等における人材確保の推進
 - ウ 地域の訓練ニーズに即した職業訓練の推進
 - エ 「地域人づくり事業」に係る取組の支援
- (4) 「全員参加型社会」の実現に向けた取組の推進
 - ア 女性の活躍推進
 - イ 仕事と育児・介護の両立ができる環境整備の推進
 - ウ 高齢者の就業機会の確保等を通じた生涯現役社会の実現
 - エ 障害者の就労推進
 - オ 生活保護受給者等に対する就労支援の推進

平成 26 年度 沖縄雇用施策実施方針 ～「みんなでグッジョブ運動」の更なる展開に向けて～

I 趣旨

この沖縄雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第13条第1項に基づき、平成26年度に沖縄労働局において職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、沖縄労働局長が沖縄県知事の意見を聞いて定めたものである。

沖縄労働局においては、この方針に基づき、沖縄労働局が講ずる施策と沖縄県の講ずる雇用に関する施策が、密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されるように努め、沖縄の雇用情勢の更なる改善に取り組むこととする。

また、沖縄県知事から、この方針に定める事項について要請があったときは、その要請に応じるよう努めることとし、引き続き、沖縄県と沖縄労働局が緊密な連携・協力を図っていく。

II 沖縄の雇用情勢と主な課題

(1) 最近の雇用情勢

県内経済の回復傾向や、高齢化に伴う医療・福祉関係の旺盛な労働需要の増大等を反映し、平成 25 年平均の有効求人倍率は 0.53 倍となり、前年比 0.13 ポイントの大幅な上昇となった。また、沖縄県「労働力調査」(平成 25 年平均)によれば、就業者数は前年比 2.4%増の約 64.2 万人、完全失業者数は 15.2%減の約 3 万 9 千人となった。結果、完全失業率は 5.7%と前年より 1.1 ポイント低下し、平成 23 年から 3 年連続の低下となった。

県内ハローワークにおける求人・求職の状況をみると、平成 25 年の新規求人数は、前年比 17.0%(11,704 人)増の 80,702 人となり、医療・福祉、サービス業、卸売業・小売業等で新規求人が多く出された。一方、新規求職者数は、平成 23 年 10 月以降、前年同月比で減少が続いており、平成 25 年の新規求職申込件数は、前年比 10.2%(10,315 件)減の 90,511 件となった。

(2) 雇用施策を実施する上での主な課題

上述のように、沖縄の雇用情勢は着実に改善しているものの、平成 25 年の全国の有効求人倍率は 0.93 倍であり、沖縄の有効求人倍率 0.53 倍は依然として全国一低い水準にある。したがって、沖縄県の進める産業施策と相互に連携を深めつつ求人開拓を引き続き進め、雇用の「量」の確保に向けた取組を推進する必要がある。

同時に、雇用の「質」の向上に向けた取組も重要である。求人者に対し、現下の雇用情勢について理解を得た上で、求人条件の緩和指導を積極的に行うこと等により、

正社員求人や良質な求人の確保を図る必要がある。

こうした基本的認識の下、雇用施策を実施するに当たっては、主に以下の課題について取組を進めていく必要がある。

ア 若年者雇用対策

沖縄では、15歳から29歳までの若年層の失業率が8.5%となっており、若年者を取り巻く雇用環境は依然厳しい状況にある。若年期の失業は初期キャリア形成に大きな影響を及ぼすとの指摘もあり、若年者が安心して働ける雇用環境を確保するため、企業に対して若年者の採用・育成について更に働きかけを行う必要がある。

また、沖縄においては、就職後3年以内に離職した者の割合は、大卒で49.1%、高卒で55.5%と、全国平均を大きく上回っており、離転職等を繰り返す者も多い。このため、企業内における人材育成の支援とともに、就職後の職場定着支援等について一層取り組む必要がある。

さらに、劣悪な雇用管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、長時間労働や賃金不払残業等の法定労働条件に係る問題の所在が想定されることから、ハローワークと労働基準監督署が連携して取組を行う必要がある。

イ 非正規雇用対策

経済のグローバル化に伴う企業側のコスト削減の動き、労働者の多様な働き方へのニーズの高まり等により、全国と同様、沖縄でも非正規雇用労働者の割合が高まっており、特に沖縄では、若年者の約2人に1人が非正規雇用で働いている状況にある。

非正規雇用については、一般に賃金が低い等の問題が指摘されていることに加え、必要な職業能力が形成できないことも多く、特に若年者にとって、その後の職業人生に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、企業にとっても、中・長期的に必要な人材が育たない等の負の影響が懸念される。

このため、若年者等が安心して働くことのできる雇用環境の実現を図るため、非正規労働者のキャリアアップの支援等、関係機関と連携した非正規雇用対策の一層の推進が必要である。

ウ 新規学卒者等に対する就職支援

沖縄においては、特に大学生の就職内定率が例年6割前後の非常に低い水準で推移しており、こうした背景には、学生の県内企業志向や大手企業志向等が指摘されている。したがって、学校、大学、親、企業等に対し、幅広く新規学卒者の就職の現状について理解を得た上で、個々の学生・生徒の状況に応じた就職への働きかけを強化することが必要である。

また、沖縄においては、新規学卒者の卒業後の進路に占める無業者の割合が大卒で27.1%、高卒で15.1%と全国平均より著しく高くなっており、在学中からの就業意識の醸成を図るとともに、未就職卒業者に対する就職支援を強化する必要がある。

エ 労働者の健康確保対策

現在、沖縄の男性の平均寿命は30位、女性は3位となっており、かつての長寿県から大きく後退しているが、その要因として、働き盛りの世代の生活習慣病による死亡

率の高さが指摘されている。

職場における定期健康診断の結果をみると、沖縄は、健診項目で何らかの異常所見が認められた者の割合が平成 23 年、24 年と連続して全国一高く、特に生活習慣病の要因とされている検診項目で割合が高くなっている。

このため、沖縄経済の持続的な発展に資するためにも、労働者の健康確保対策の推進に積極的に取り組む必要がある。

オ 最低賃金の遵守の徹底及びその引き上げのための環境の整備

最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保証するセーフティネットとして適切に機能する必要があるところ、沖縄においては、最低賃金未満率が 3.06%と全国平均 2.01%より高い水準にある。

このため、最低賃金の遵守の徹底を図るとともに、全国一低い水準にある沖縄の最低賃金の引き上げのための環境整備を推進する必要がある。

カ 地域における雇用創出等

雇用の拡大を図っていくためには、沖縄の地域的な特性を踏まえた自発的な雇用創出を支援するとともに、沖縄県が推進する産業施策と連携した人材確保の取組等を支援することが重要である。

また、県内求人を見ると、一般的に、専門的・技術的職業やサービスの職業で求人倍率が高い一方で、事務的職業や販売の職業で求人倍率が低い傾向にある。こうした「雇用のミスマッチ」を解消するため、地域の訓練ニーズに即した公的職業訓練の実施等を通じて、地域における求人・求職のマッチング力の向上を一層進めていく必要がある。

キ すべての人が能力を発揮できる「全員参加型社会」の実現

沖縄に住むすべての人が職業能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・高齢者・障害者の活躍推進や、就職困難者に対する就業支援の充実等を図ることにより、「全員参加型社会」の実現に向けた施策を総合的に講じることが必要である。

III 平成 26 年度の主な雇用施策

上記の課題に対応するため、沖縄労働局としては、沖縄の経済基盤の充実に資するよう、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」に基づく沖縄県の産業・雇用施策と連携を図りつつ、以下の施策を「特に重点的に沖縄県と連携・協力して実施する施策」と位置づけ効果的に実施することにより、地域に必要な人材が的確に確保されるよう取り組む。

取組に当たっては、産業・雇用の拡大につながる施策の実施と併せて、県民各層の関心を喚起し、具体的な行動を促す「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」を沖縄県において展開していることを踏まえ、同運動と有機的な連携を図るものとする。

また、沖縄県と沖縄労働局は、平成 25 年度から一体的実施事業として、子育て期の

女性の就業支援や若年者の就業支援窓口を設置して「グッジョブセンターおきなわ」として一体的実施機能の拡充を図ったところであり、引き続き沖縄県と連携した取組を推進する。

さらに、労働者の健康確保の取組に当たっては、「健康長寿おきなわ」の維持継承を図り、男女とも平均寿命の日本一復活を目指して沖縄県が展開する「長寿復活に向けた県民健康づくり運動」における「働き盛りの健康づくり支援事業」等の事業と連携して行うものとする。

(1) 若年者及び非正規雇用対策の強化

ア 若年者雇用対策の推進

若者が安心して働ける雇用環境を確保するため、正社員求人確保を図るとともに、労働関係法令に違反する雇入れについては、ハローワークと労働基準監督署が連携し事業主に対し改善指導を実施する。また、求人内容の適法性・正確性を確認し、問題のある事例については適切に対応する。

また、沖縄県が設置する沖縄県キャリアセンターとの連携や、トライアル雇用や求職者支援制度などの活用等を通じて、若年者の個々のニーズに応じた支援を実施する。また、在職者等に対しても成長産業への労働力シフトを促進するための学び直し支援を行う。

さらに、ニートの状態にある者が経済的に自立できるよう、地域若者サポートステーションにおいて、地方自治体と協働し、専門的な相談や職場体験等の地域ネットワークを活用した就労に向けた支援を実施する。

イ 非正規雇用対策の推進

沖縄では、非正規労働者の割合が44.5%と全国一高い状況を踏まえ、平成25年度に沖縄県知事と沖縄労働局長の連名で、県内主要経済団体6団体に対し、若年者の正規雇用枠拡大に向けた取組の要請を行ったところであり、引き続き、沖縄県と連携した取組を推進していく。

また、キャリアアップ助成金の活用等を通じて、非正規雇用労働者の人材育成や処遇改善等を総合的に支援するとともに、トライアル雇用奨励金の活用等により、フリーター等の正規雇用への転換を支援する。

さらに、人材育成に優れた企業を沖縄県が認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」について、沖縄労働局としても必要な協力を行う。

ウ 新規学卒者等に対する就職支援の推進

県内の厳しい雇用情勢を踏まえ、学生等について、在学中の早い段階から就業意識の醸成を図るとともに、職業理解の促進から就職後の職場定着までの各段階を通じた支援を強化する。

特に、新規大卒者については、県内、大手、公務員志向が強くみられる現状を踏まえ、出張相談やセミナーの開催等を通じ、中小企業や県外企業への就職についても働きかける。また、沖縄県、大学等と連携し、大学等への求人情報の提供や就職面接会

の開催等により、マッチング促進を図る。

また、未就職卒業者について個々の状況に応じた的確な就職支援を行うとともに、新卒者を対象とする求人について、既卒者も応募可能となるよう働きかけを行う等、既卒者の応募・採用機会の拡大を図る。

(2) 労働者の健康確保・改善等の推進

ア 労働者の健康確保対策の推進

社員の健康が企業の成長にとってもプラスになるという「健康経営」の考え方に基づき、社員の健康を企業の持続的成長のための経営課題として位置づけ、経営者が健康経営に積極的に取り組むことを宣言する「健康経営宣言登録事業（仮称）」を推進する。

また、沖縄県が展開する「長寿復活に向けた県民健康づくり運動」における「働き盛りの健康づくり支援事業」、「地域・職域連携推進事業」等の取組と連携し、肥満解消・生活習慣病予防の第一歩として、職場ぐるみでのウォーキングを推奨する「おきなわを歩こう」キャンペーン事業を展開する。

イ 最低賃金の遵守の徹底及びその引上げのための環境整備の推進

最低賃金の履行確保を徹底するとともに、沖縄県、労働団体、経済団体等と連携して最低賃金の周知を行うこととし、特に未満率の高い業種については、業界団体を通じて重点的に実施するものとする。

また、沖縄は中小零細企業が多く、最低賃金の引上げで影響を受ける事業場が多いことから、すべての所得層において賃金の引上げと企業収益の向上の好循環が実現できるよう、沖縄県、経済団体等と連携し、最低賃金を引き上げるための中小企業への支援策の周知徹底を図る。

(3) 地域における雇用創出等の支援

ア 地域の雇用創出・創業に対する支援

地域振興の核となる人材の育成及び新事業の展開等による雇用創出を図るため、実践型地域雇用創造事業を効果的に実施するとともに、実施地域の拡大を図る等により、地方自治体の自発的な雇用創出等の取組を支援する。

また、地域の求職者を雇用し、事業所を設置・整備又は創業する事業主に対する助成措置等の周知を地方自治体の施策と連携して行うことにより、地域における雇用創出・創業を積極的に推進する。

さらに、包括的な雇用対策を推進することを目的として、平成 25 年 1 月に宮古島市長と沖縄労働局長の間で締結した「宮古島市雇用対策協定」について、引き続き同協定に基づく取組を推進する。

イ 沖縄県の重点産業等における人材確保の推進

今後、沖縄の経済をけん引することが期待され、沖縄県が重点産業として戦略的な振興策を展開することとしている、観光・リゾート産業、情報通信関連産業等につい

て、ハローワークにおけるマッチングの強化や助成金等の活用を通じた人材の確保を推進する。

また、沖縄が有する豊かな農水産資源を活かした六次産業化の取組が各地方自治体等において行われていることを踏まえ、農業分野等での就労を希望する求職者とのマッチングを促進する。

さらに、現在、人手不足がみられる建設、医療・福祉等の分野においては、人手不足が生じている個々の要因を的確に分析した上で、関係機関と連携を図りつつ、人材確保に向けた支援の強化を図る。

ウ 地域の訓練ニーズに即した職業訓練の推進

公的職業訓練については、関係機関からなる「沖縄県地域訓練協議会」において、地域の人材ニーズを踏まえた訓練実施計画を策定するとともに、沖縄県等と連携を図り、適切な受講あっせん、訓練修了前からの体系的な就職支援等に取り組む。

また、関係機関から構成する「地域ジョブ・カード運営本部」において策定した推進計画に基づき、沖縄県をはじめとする関係機関との連携の下、求職者、学生、企業等に対し、ジョブ・カード制度の周知を図る。

エ 「地域人づくり事業」に係る取組の支援

地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇等の処遇改善に向けた取組を推進する「地域人づくり事業」に係る取組を支援する。

(4) 「全員参加型社会」の実現に向けた取組の推進

ア 女性の活躍推進

女性の活躍推進を図るため、沖縄県と連携し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）及び関係法令の周知・徹底を図る。

また、事業主に対し女性の活躍促進に係る働きかけを行うとともに、厚生労働省ホームページの「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」を活用し、女性の活躍状況に係る情報開示の促進を図る。

イ 仕事と育児・介護の両立ができる環境整備の推進

仕事と育児・介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、制度の周知を図るとともに、「グッジョブセンターおきなわ」内のマザーズコーナー等において、就職を希望する子育て中の女性等に対し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。

また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画の策定・くるみん認定については、沖縄県の行う「沖縄県ワークライフバランス企業認証」等のワークライフバランス推進事業と連携し、企業に働きかけを行う。

ウ 高年齢者の就業機会の確保等を通じた生涯現役社会の実現

高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対し指導を徹底するとともに、地域のニーズに応じた技能講習等の機会を提供するシニアワークプログラム事業の実施により、高年齢者の再就職を促進する。

また、高年齢者が地域で働ける場の拡大に向けてシルバー人材センター事業等の推進を図るため、沖縄県等と連携を強化し、地域に密着した高年齢者の就業機会の確保を図る。

エ 障害者の就労推進

平成 25 年 4 月の法定雇用率の引上げに伴う未達成企業の増加や、障害者雇用納付金制度の適用対象企業の拡大を踏まえ、関係機関との密接な連携の下、障害の種類や程度に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、障害者就職面接会の開催、法定雇用率達成指導の強化等を図る。

また、沖縄県等と連携し、事業主団体に対する障害者の雇用要請等を行い、障害者の雇用を推進するとともに、引き続き、広く県民に対し障害者雇用に係る理解の促進を図る。

オ 生活保護受給者等に対する就労支援の推進

生活保護受給者をはじめ生活困窮者を広く対象としてワンストップ型の就労支援体制を整備し、早期支援の徹底、求職活動状況の共有化、能力開発等支援プログラムの充実等の就労支援を強化する。

また、労働局・ハローワークと地方自治体との間で締結した協定に基づき、生活保護受給者等に対するチームによる就労支援を推進する。